

大和市公平委員会設置条例逐条解説

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第2項の規定に基づき、大和市公平委員会を設置する。

【趣旨】

本条例は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第7条第2項の規定に基づき、本市に公平委員会を設置することを規定している。

【解説】

地公法では、全体の奉仕者である地方公務員の身分を保障し、公務を執行する権利を付与するとともに、勤務の提供に対する給与その他の経済上の権利を保障している。その保障の内容として、公正・中立な第三者機関である委員会を設置すること（地公法第7条）、その委員会に、職員の勤務条件に関する措置の要求について審査・判定し、必要な措置をとる（地公法第8条第2項第1号、第46条から第48条まで）権限、職員に対する不利益処分に関する不服申立てについて裁決をする（地公法第8条第2項第2号、第49条から第51条の2まで）、公平審査の権限を付与することを規定している。

このうち、地公法第7条第2項では、人口15万人以上の市は、条例で人事委員会又は公平委員会のいずれかを置くものとする旨が規定されており、この規定に基づいて制定されたのがこの条例である（平成14年4月施行）。この他に、公平委員会の組織や公平審査の手続等は、公平委員会規則又は規程により定められている。